

母子父子寡婦福祉貸付金の概要

那覇市

令和3年4月1日現在

資金種類	貸付対象等	貸付限度額
事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するために必要な資金(例:設備、什器、機械等の購入)
事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な資金(例:商品、材料等の購入)
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	授業料、学校納付金(施設整備費、実習費等)、修学費(交通費、教科書代、参考図書代、実用教材費等)、課外活動費(部活動費、サークル活動費、その他正課教育以外の経費等)、自宅外通学において係る経費(食費、住居費、光熱水費等)、保健衛生費(診療代、薬代等)、その他学校生活を送る上で必要と認められる経費。大学等又は大学院については、学校生活を送るうえで必要な生活費等を貸付対象に加える。
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:ホームヘルパー・パソコン・栄養士等)
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している期間、医療若しくは介護を受けている期間、母子家庭又は父子家庭になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間(事由発生日から7年未満)、又は失業期間(離職日から1年以内)の生活を維持するために必要な資金
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するために住宅の賃借に際し必要な資金
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	受験料、被服費等。大学等又は大学院については、受験料を貸付対象に加える。
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金

※修学資金及び就学支度資金については、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく減免や給付型奨学金の受給の有無によって限度額が変わります。

お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 子育て応援課[本庁舎3階] 電話(098)861-6951